在宅医療・介護連携ネットワークシステム 「芭蕉@在宅ネット」運営規約

(目的)

第1条 本規程において大垣市在宅医療・介護連携ネットワークシステム(以下「芭蕉@在宅ネット」という。)とは、プライバシー保護を図りながら、当地域における医療機関、介護施設、訪問看護ステーション等が、在宅療養等に必要な情報を、ネットワークで共有し、在宅療養患者に質の高い医療・福祉サービスの提供を行うことを目的とする。

(組織及び会議)

- 第2条 芭蕉@在宅ネットは、別紙に掲げる会員により構成する。
- 2 芭蕉@在宅ネットの運営主体として、連絡協議会が担うものとする。
 - (1)協議会は、別紙に掲げる会員により構成する。
 - (2)協議会に会長及び副会長を置く。
 - (3)会長は、会員の互選により選出し、副会長は会長の指示により選出する。
 - (4)会議は、協議会の議事をつかさどる。
 - (5)会長に事故があるとき又は欠けたときは、副会長がその責務を行う。
 - (6)任期は原則2年とし、再任を妨げない。
- 3 協議会は、所轄事務に関する問題を整理・検討するため、実務担当者部会を 設置する。

(事務局)

第3条 協議会の事務局は、大垣市医師会とする。

附則

本規約は、令和2年7月6日から施行する。

(別紙)

令和2年7月6日

大垣市在宅医療・介護連携ネットワークシステム「芭蕉@在宅ネット」構成

- 1 大垣市医師会
- 2 大垣歯科医師会
- 3 大垣薬剤師会
- 4 大垣訪問看護ステーション
- 5 行政機関

令和2年7月6日

「芭蕉@在宅ネット」実務担当者部会 構成

- 1 大垣市医師会代表
- 2 大垣歯科医師会代表
- 3 大垣薬剤師会代表
- 4 大垣訪問看護ステーション代表
- 5 行政機関